

埼玉県最低賃金

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	1,141円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者 (特定最低賃金の適用業種で働く労働者 で、適用が除外される者も含む)	令和7年 11月1日
特定(産業別)最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)	1,161円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。	令和7年 12月1日
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)	1,177円	1 18歳未満又は65歳以上の者	
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	1,168円	2 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業(産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。))及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)	1,165円	3 清掃又は片付けの業務に主として 従事する者	
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	1,152円	4 手作業による包装、袋詰め、箱詰め 又は運搬の業務に主として従事 する者	
		左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として 従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当(精皆動手当、通勤手当及び家族手当)を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはこちら⇒



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉県労働基準監督署

(R7.10)